

犬山市 重点支援地方交付金令和 7 年度実施計画（第 1 回提出分）

交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	推奨事業メニュー	事業 始期	事業 終期	総事業費（千円）	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	備考1 （重点支援地方交付金の追加を踏 まえた各省庁の通知の発出状況に 定義されている対象分野）
低所得者支援及び不足給付金【令和 6 年度低所得世帯支援枠等】	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6,R7の累計給付金額 令和 6 年度住民税均等割非課税世帯 4845世帯×30千円、子ども加算 437人×20千円、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者 13000人（320000千円）のうちR7計画分 事務費 28682千円 事務費の内容 [需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数（4845世帯）、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者数（13000人）	—	R6.12	R8.3	309,972	対象世帯に対して令和7年8月までに支給を開始する	対象分野に関連しない
令和 7 年度子育て応援特別給付金	①エネルギー、食料品等の価格の高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、臨時特別的な措置として給付金を支給する。 ②子育て世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 児童手当対象者 11,000人×10千円 事務費 9,163千円 事務費の内容 [需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 として支出] ④令和 7 年 4 月 1 日（以下「基準日」）において、市の住民基本台帳に記録されている者（生活保護を受けている世帯を除く。犬山市内の入所施設等を含む。）のうち、基準日において日本国内に住所を有する 1 8 歳以下の者及び日本国内に住所を有する令和 7 年 4 月 2 日から同年 6 月 3 0 日までの間に出生した者を監護する者。	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	R7.4	R7.12	119,163	令和 7 年 5 月 2 9 日支給開始	対象分野に関連しない
省エネ住宅改修支援事業（推奨事業メニュー・R6補正予算分）	①既存の個人住宅で実施する高効率給湯器への取り替え（省エネ住宅改修）に対して補助を行い、物価高騰の影響を受ける生活者を支援する ②住宅省エネ改修支援補助金（上限15万円） ③19,070,400円（69,600円×274件） ④自ら所有し、1 年以上居住している既存住宅に補助対象基準に合致する省エネ改修を行う市民	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	R7.4	R8.3	19,071	令和8年3月までに申請を受理したものについて補助金を100%交付	省エネ家電買い替え等

交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	推奨事業メニュー	事業 始期	事業 終期	総事業費（千円）	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	備考1 （重点支援地方交付金の追加を踏 まえた各省庁の通知の発出状況に 定義されている対象分野）
省エネ住宅改修支援事業（推奨事業メニュー・R7予備費分）	①既存の個人住宅で実施する高効率給湯器への取り替え（省エネ住宅改修）に対して補助を行い、物価高騰の影響を受ける生活者を支援する ②住宅省エネ改修支援補助金（上限15万円） ③19,070,400円（69,600円×274件） ※単価、件数はR5に実施した同様の事業の実績値より算出 ④自ら所有し、1年以上居住している既存住宅に補助対象基準に合致する省エネ改修を行う市民	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	R7.4	R8.3	19,071	令和8年3月までに申請を受理したものについて補助金を100%交付	省エネ家電買い替え等
学校給食費米価等高騰対策事業	①賄材料の高騰による給食費の値上がり分を補助することにより、子育て世帯への負担を軽減する。 ②小中学校給食費の値上分の補助金（※教職員分は除く） ③（小学生）20円×3,240人×185日＝11,988,000円 （中学1，2年生）20円×1,150人×185日＝4,255,000円 （中学3年生）20円×640人×170日＝2,176,000円 ④市内在住で給食の提供される小中学校に通う生徒児童の保護者	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	R7.4	R8.3	18,419	令和8年3月までの給食値上分について100%保護者の負担増のなしで提供する。	給食